

日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。